平成26年労第598号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社Cに鉄工として就労していたところ、平成〇年 〇月〇日、原動機付自転車で出勤途中にB市〇町内の信号機のないY字路におい て、側道側から右折してきた普通乗用自動車と衝突して負傷した(以下「本件事 故」という。)。

請求人は、本件事故後、D病院に受診し、「頚部捻挫、頭部・左肘・右手・左 大腿部打撲、左前腕擦過傷」と診断されて療養を開始し、同月〇日にはE整形外 科に転医して療養を継続した結果、同年〇月〇日に治ゆ(症状固定)した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人に残存する障害について検討すべきものは、医証や請求人の自訴から 右手母指球部に残存する神経症状であると認められる。
- (2) 請求人は、残存する神経症状の程度について、平成〇年〇月〇日付け審理調 書において、要旨、次のとおり述べている。
 - ア 力を入れるときや押さえると右母指球部が痛い。
 - イ 常時鈍痛様の痛みがあるが、右手を使用していないときはあまり気になら ない。
 - ウ 仕事で痛みのため作業を中断することはないが、痛みがある時は残業はし ないようにしている。
- (3) 右手母指球部に残存する神経症状の他覚的所見やその程度等についてみると、 F医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「右手母指球部の痛みを初診日より終診日まで一貫して訴え、同部に圧痛を認めた。平成○年○月 ○日撮影のMRIで右母指屈筋腱に沿っての水腫を認め、炎症を生じていると考えられた。」と述べており、また、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「右手掌母指球部に神経症状が残存している。頑固な神経症状には至らないと考える。受傷時のレントゲンには異常を認めない。平成○年○月○日撮影のMRIで軽度の炎症所見を認めるのみで、骨折や腱断裂など認めない。 RSDの所見は認めない。」と述べている。
- (4) 上記、請求人の自訴や医証からすると、請求人の右手母指球部には軽度の炎症所見が認められるものの、骨折や腱断裂等の他覚的異常所見はなく、請求人

が訴える同神経症状の程度は強度ではないと判断できる。したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害の程度は、「通常の労務に服することはできるが受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」程度であり、障害等級第14級の9(局部に神経症状を残すもの)に該当するものと判断する。

なお、請求代理人は、請求人が従事する業務内容や利き手を考慮して決定すべき旨を主張するが、障害等級の認定に当たっては、障害による一般的な平均的労働能力の損失の程度により判断するものであって、同主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級を 超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付 の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。